

雇用保険の適用、マルチジョブホルダー について

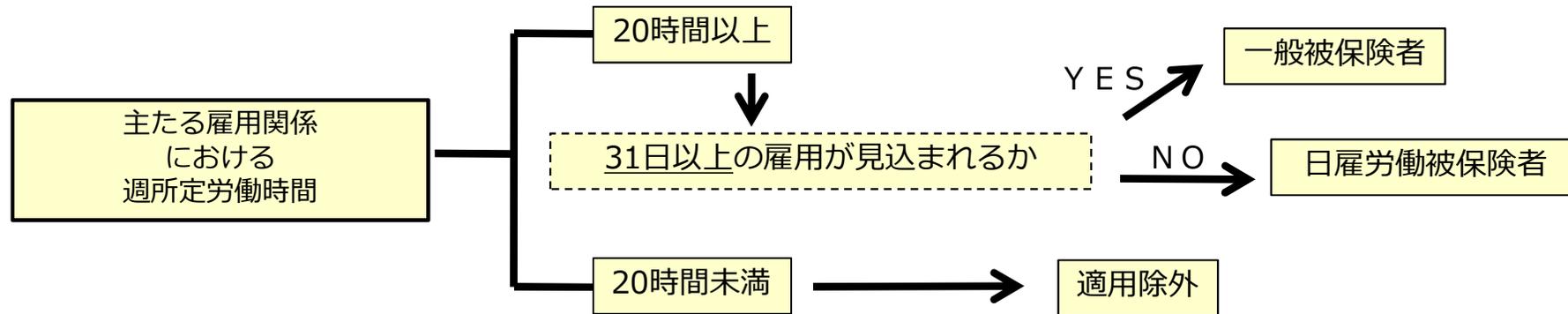
雇用保険の適用について

1. 雇用保険の適用範囲

○雇用保険の適用事業に雇用される労働者を被保険者としている。

○ただし、

- ① 1週間の所定労働時間が**20時間未満**である者
 - ② 同一の事業主に継続して**31日以上**雇用されることが見込まれない者
- については被保険者とならない（適用除外）



2. 雇用保険の適用基準の考え方について

- 雇用保険は、自らの労働により賃金を得て生計を立てている労働者が失業した場合の生活の安定等を図る制度であり、その趣旨に鑑み、保護の対象とする労働者を一定の者に限っている。
- 一般に保険とは、同種類の偶発的な事故による危険にさらされている人々がこの危険の分散を図るために危険集団を構成するものであるが、雇用保険制度においては、この同種類の危険にさらされている人々として、週の法定労働時間が40時間であること等を考慮し、20時間を適用の下限としている。

雇用保険の適用について

3. 2以上の雇用関係にある労働者の雇用保険の適用の取扱い

- 同時に2以上の雇用関係にある労働者については、当該2以上の雇用関係のうち、当該労働者が生計を維持するために必要な主たる賃金を受ける1の雇用関係についてのみ、被保険者となる。
 - ※ 被保険者資格に係る当該1の雇用関係については、週所定労働時間が20時間以上などの適用要件を満たすことが必要。
 - ※ 1の雇用関係が解除されたとしても、他の雇用関係が被保険者となりえる形で維持されていれば、雇用保険制度の保険事故である「失業状態」には当たらず、給付は行われない。

適用範囲の変遷の比較

昭和50年～

- ・所定労働時間: 通常の労働者のおおむね4分の3以上かつ22時間以上
- ・年収: 52万円以上
- ・雇用期間: 反復継続して就労する者であること



平成元年～

- ・週所定労働時間: 22時間以上
- ・年収: 90万円以上
- ・雇用期間: 1年以上(見込み)



平成6年～

- ・週所定労働時間: 20時間以上
- ・年収: 90万円以上
- ・雇用期間: 1年以上(見込み)



平成13年～

- ・週所定労働時間: 20時間以上
- ・年収: (年収要件を廃止)
- ・雇用期間: 1年以上(見込み)



平成21年～

- ・週所定労働時間: 20時間以上
- ・雇用期間: 6か月以上(見込み)



平成22年～

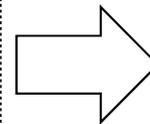
- ・週所定労働時間: 20時間以上
- ・雇用期間: 31日以上(見込み)

※ 雇用保険の適用拡大による新たな資格取得者数: 2,207,904人(推計)

※厚生年金、
健康保険
(被用者保険)

【昭和55年～】

健康保険及び厚生年金保険について、通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上であれば適用されることを明確化(内かん)



【平成28年10月～】

- ・週所定労働時間: 20時間以上
- ・賃金月額: 8.8万円以上
- ・学生は除外
- ・勤務期間: 1年以上(見込み)
- ・従業員規模501人以上の企業

雇用保険被保険者数の推移

【年度別】

(単位：人、%)

【月別】

(単位：人、%)

	① 一般被保険者		② 高年齢継続被保険者		③ 短期雇用特例被保険者		④ 日雇労働被保険者	
	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	
H18年度	35,247,797	2.3	749,582	10.0	140,787	△ 6.5	26,244	△ 11.8
H19年度	36,164,864	2.6	829,458	10.7	133,944	△ 4.9	24,638	△ 6.1
H20年度	36,787,524	1.7	911,842	9.9	118,207	△ 11.7	24,556	△ 0.3
H21年度	36,612,254	△ 0.5	941,940	3.3	109,350	△ 7.5	24,045	△ 2.1
H22年度	37,195,060	1.6	946,528	0.5	101,664	△ 7.0	21,638	△ 10.0
H23年度	37,564,002	1.0	971,722	2.7	93,956	△ 7.6	20,031	△ 7.4
H24年度	37,816,094	0.7	1,106,958	13.9	90,812	△ 3.3	19,345	△ 3.4
H25年度	38,145,292	0.9	1,260,554	13.9	88,019	△ 3.1	18,718	△ 3.2
H26年度	38,621,660	1.2	1,432,663	13.7	82,077	△ 6.8	17,098	△ 8.7
H27年度	39,199,500	1.5	1,579,374	10.2	75,422	△ 8.1	16,421	△ 4.0

	① 一般被保険者		② 高年齢継続被保険者		③ 短期雇用特例被保険者		④ 日雇労働被保険者	
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	
H26年9月	38,655,951	1.3	1,419,844	14.0	114,891	△ 6.6	17,206	△ 7.7
10月	38,642,318	1.3	1,434,237	14.1	118,327	△ 6.5	16,779	△ 9.7
11月	38,686,288	1.2	1,459,176	14.2	108,753	△ 7.0	16,784	△ 10.2
12月	38,727,158	1.2	1,484,504	14.3	70,319	△ 7.9	16,701	△ 10.7
H27年1月	38,603,643	1.2	1,508,318	13.5	51,162	△ 9.6	16,789	△ 10.4
2月	38,593,086	1.2	1,533,857	13.3	43,257	△ 12.3	16,766	△ 10.4
3月	38,565,792	1.3	1,552,297	12.9	33,983	△ 8.5	16,834	△ 9.5
4月	38,805,124	1.5	1,490,352	12.1	48,903	△ 1.5	16,861	△ 3.0
5月	39,179,684	1.5	1,500,135	11.7	73,537	△ 6.2	16,912	△ 2.9
6月	39,307,239	1.5	1,510,713	11.3	91,241	△ 6.7	16,935	△ 3.1
7月	39,319,252	1.6	1,524,425	11.0	98,744	△ 7.9	16,969	△ 3.0
8月	39,280,215	1.5	1,544,550	10.6	102,353	△ 7.9	16,978	△ 3.2
9月	39,245,831	1.5	1,565,132	10.2	105,512	△ 8.2	16,611	△ 3.5
10月	39,215,150	1.5	1,576,776	9.9	108,954	△ 7.9	16,043	△ 4.4
11月	39,269,781	1.5	1,598,803	9.6	98,749	△ 9.2	16,041	△ 4.4
12月	39,305,095	1.5	1,623,443	9.4	61,728	△ 12.2	15,940	△ 4.6
H28年1月	39,166,837	1.5	1,650,736	9.4	45,246	△ 11.6	15,978	△ 4.8
2月	39,162,619	1.5	1,674,767	9.2	39,087	△ 9.6	15,961	△ 4.8
3月	39,137,178	1.5	1,692,655	9.0	31,006	△ 8.8	15,818	△ 6.0
4月	39,235,382	1.1	1,631,832	9.5	45,436	△ 7.1	15,701	△ 6.9
5月	39,654,798	1.2	1,639,870	9.3	67,878	△ 7.7	15,710	△ 7.1
6月	39,804,478	1.3	1,649,626	9.2	83,728	△ 8.2	15,693	△ 7.3
7月	39,824,543	1.3	1,664,266	9.2	90,003	△ 8.9	15,628	△ 7.9
8月	39,811,497	1.4	1,681,530	8.9	93,008	△ 9.1	15,578	△ 8.2

(注1)各年度の数値は年度間月平均値である。

(注2)日雇労働被保険者については、平成26年度以降は有効な被保険者手帳を所持している者の数、平成25年度以前は日雇労働被保険者手帳交付数から推計した数。

マルチジョブホルダーの現状

○ 本業も副業も雇用者である労働者数の推移

	1987年	1992年	1997年	2002年	2007年	2012年
本業も副業も雇用者である労働者 (千人)	550	757	892	815	1,029	1,050
雇用者全体に占める割合 (%)	1.2	1.4	1.6	1.5	1.8	1.8

○ 本業も副業も雇用者である労働者の内訳 (2012年)

本業の従業上の 地位・雇用形態	総数	会社などの 役員	正規の職 員・従業員	パート	アルバイト	派遣社員	契約社員
人数 (人)	1,050,200	145,900	256,700	281,600	189,500	34,600	68,700
構成比 (%)	100	13.9	24.4	26.8	18.0	3.3	6.5

出典：総務省統計局「平成24年就業構造基本調査」

本業の所得階層別でみた副業している者の数

全雇用者のうち副業をしている者の数を本業の所得階層別にみると、本業の年間所得が299万以下の階層で全体の約7割を占めていることがわかる。

本業の所得階層	総数	100万未満	100～199万	200～299万	300～399万	400～499万	500～599万	600～699万	700～999万	1000万以上
副業（※）ありの者の人数	1,915,900	535,100	474,000	299,700	157,100	111,100	72,100	64,400	103,300	90,500
割合(%)	100	28.1	24.9	15.7	8.2	5.8	3.8	3.4	5.4	4.7

※副業については、「雇用者」だけでなく、「自営業主」及び「家族従業者」も含む。

出典：総務省統計局「平成24年就業構造基本調査」

本業の所得階層別でみた雇用者の総数に対する 副業をしている者の割合

本業の所得階層別でみた雇用者の総数に対する副業をしている者の割合については、本業の年間所得が199万以下の階層と1000万以上の階層で副業をしている者の割合が比較的高いことがわかる。

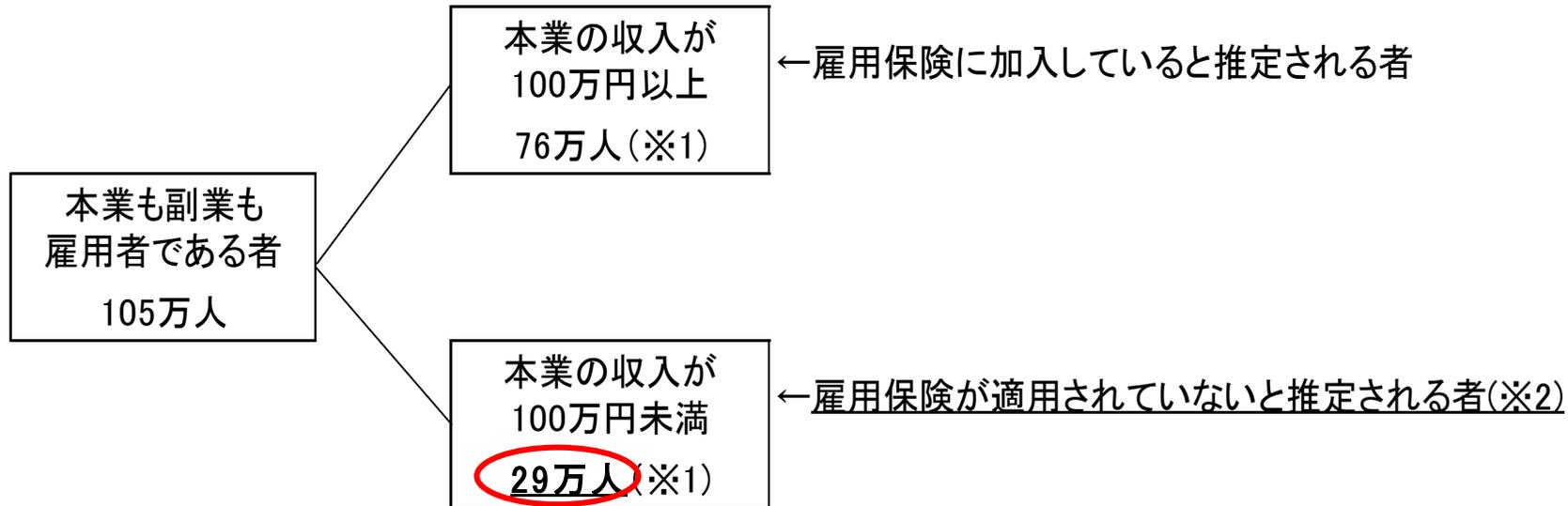
所得階層	総数	100万未満	100～199万	200～299万	300～399万	400～499万	500～599万	600～699万	700～999万	1000万以上
総数	57,008,800	9,132,500	10,510,700	10,794,400	7,804,600	5,683,200	3,927,800	2,781,100	4,016,700	1,676,100
副業ありの者の人数	1,915,900	535,100	474,000	299,700	157,100	111,100	72,100	64,400	103,300	90,500
副業なしの者の人数	54,184,600	8,471,100	9,914,600	10,372,700	7,569,700	5,516,300	3,820,700	2,691,400	3,879,300	1,564,800
副業ありの者の数の各所得階層別の総数に対する割合	3.4	5.9	4.5	2.8	2.0	2.0	1.8	2.3	2.6	5.4

出典：総務省統計局「平成24年就業構造基本調査」

○雇用保険が適用されていないマルチジョブホルダーの数について

(粗い推計)

次のとおり、多くても30万人程度と推測される。



(※1)副業をしており、かつ、本業が雇用者である者の本業の所得階層(※)から試算

年間所得 100万円以上 72% → 105万人 × 72% = 76万人
年間所得 100万円未満 28% → 105万人 × 28% = 29万人

(※)出典:総務省統計局「平成24年就業構造基本調査」

(※2)雇用保険に加入していないと推定される者

雇用保険においては、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、31日以上雇用見込があると雇用に参加することとなる。

仮に1週間の所定労働時間が19時間であり、時給が1,000円であるとした場合、年間所得は約99万円となることから、本業の収入が100万円未満の者は雇用保険が適用されていない者と推定される。

約99万円 = 1000円(時給) × 19時間(所定労働時間) × 52週(年間)

なお、この中には、副業の労働時間を加えても、労働時間の合計が20時間未満の者も含まれていると推定される。

マルチジョブホルダーに関する議論の状況

◇雇用保険部会報告書（平成24年1月6日）

- マルチジョブホルダー、（中略）については、今後の雇用失業情勢や社会経済情勢等を勘案しつつ、今後は、中長期的な観点から議論していくべきである。

◇雇用保険部会報告書（平成25年12月26日）

- マルチジョブホルダーについては、適用の当たっての労働時間の把握方法や失業の判断といった課題もあり、2017年の番号制度のシステム運用の状況を考慮しつつ、中長期的観点から議論していくべきである。

◇雇用保険部会報告書（平成27年12月25日）

- マルチジョブホルダーについては、社会保障・税番号制度の施行後も適用に当たっての労働時間の把握方法や失業の判断といった課題が引き続き存在することも踏まえつつ、諸外国の状況を含めて適切に実態の把握を行い、技術的な論点を考慮した上で、雇用保険の適用のあり方と併せて引き続き議論していくべきである。

日本、フランス、ドイツにおける失業保険制度について①

日本	フランス	ドイツ
<p><1 主な適用要件> 原則、以下の要件を満たす雇用者 ○31日以上雇用見込みがあること ○1週間の所定労働時間が20時間以上であること</p>	<p><1 主な適用要件> 雇用契約を結んでいる民間の賃金労働者 (注)労働時間による適用要件は存在しない</p>	<p><1 主な適用要件> 65歳未満で月収450ユーロ以上の労働者 (注)労働時間による適用要件は存在しない</p>
<p><2 主な受給要件> ①離職日前2年間において、通算12か月以上の被保険者期間がある(倒産・解雇等による離職の場合、6か月以上の被保険者期間がある) ②公共職業安定所に来所し、求職の申込みを行っている ③労働の意思及び能力があるにも関わらず、失業状態(※)にある</p>	<p><2 主な受給要件> ①以下のとおり、年齢別で一定の被保険者期間が必要 ○50歳未満 離職日前28か月間で、122日(または610時間)以上 ○50歳以上 離職日前36か月間で、122日(または610時間)以上 ②正当な理由なく自己都合で離職した者でないこと ③就労活動に必要な身体能力があること ④雇用局(日本でいう公共職業安定所)に求職者として登録されていること ⑤求職活動を実際に、かつ継続的に行っていること ⑥原則、60歳未満であること</p>	<p><2 主な受給要件> ①離職日前2年間において通算12か月以上の被保険者期間がある ②雇用エージェンシー(日本でいう公共職業安定所)に失業登録をしていること ③労働の意思及び能力があるにも関わらず、失業状態(※)にある ※就労していないもしくは就労時間が(合算して)週15時間未満であること</p>
<p><3 給付日数> 年齢、被保険者期間、離職の理由等により、90日~360日の間で決められる。</p>	<p><3 給付日数> 被保険者期間の日数が給付日数となるが、以下のとおり、年齢別で給付日数の下限と上限が設定されている。 ○50歳未満 4か月(122日)~24か月(730日) ○50歳以上 4か月(122日)~36か月(1,095日)</p>	<p><3 給付日数> 以下のとおり、失業前5年間の被保険期間及び年齢によって変動する。 12か月:給付6か月、16か月:給付8か月、20か月:給付10か月、24か月:給付12か月 また、 30か月で50歳以上:給付15か月 36か月で55歳以上:給付18か月 48か月で58歳以上:給付24か月</p>

日本、フランス、ドイツにおける失業保険制度について②

日本	フランス	ドイツ
<p><4 給付水準> 離職前賃金（離職日前6か月間の給与をもとに算定する。）の50～80%(低賃金ほど率が高い。60歳以上65歳未満の者については45～80%。)</p>	<p><4 給付水準> 離職前の賃金(離職日前12か月間の給与をもとに算定した参考給与日額。)及び勤務形態(フルタイム, パートタイム等)に基づいて算定。フルタイム労働者の場合, 以下のいずれかによる。 ○1,143ユーロ未満 支給(日)額: 参考給与日額の75% ○1,143～1,251ユーロ未満 支給(日)額: 28.67ユーロ(定額) ○1,251～2,118ユーロ未満 支給額(日)額は, 離職前の賃金(月額÷30日)の40.4%+11.76ユーロ ○2,118～12,680ユーロ未満: 支給(日)額: 離職前賃金(月額÷30日)の57%</p>	<p><4 給付水準> 従前の手取賃金の67%(扶養する子がない場合は60%) (賃金は、離職日前12か月の収入から算定する。)</p>
<p><5 給付制限> 自己都合による離職の場合には原則3か月間の給付制限がかかる。また、①公共職業安定所が紹介した職業に就くこと②公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること③公共職業安定所が行う職業指導を受けること、を正当な理由なくして拒否した場合については、1か月以内の給付制限がかかる。</p>	<p><5 給付制限> 実際に求職活動を行っていないことが判明した場合には、手当支給の中断(求職者リストからの抹消)、手当の減額等の措置をとることがある。 (※正当な理由なく自己都合で離職した者については、給付されない)</p>	<p><5 給付制限> 失業者が合理的な理由なく就労関係を解消したり、職業紹介や面接を拒否した場合、1～12週間の支給停止となる。</p>

日本、フランス、ドイツにおける失業保険制度について③

日本	フランス	ドイツ
<p><6 失業認定の運営組織・仕組み></p> <p>○運営組織 公共職業安定所（厚生労働省）</p> <p>○失業認定の仕組み 4週間に1回、公共職業安定所において、失業状態にあることの認定を行う。</p> <p>※失業の認定に当たっては、原則2回以上の応募、職業相談などの求職活動実績が必要。</p>	<p><6 失業認定の運営組織・仕組み></p> <p>○運営組織 雇用局（全国商工業雇用連合）</p> <p>○失業認定の仕組み 毎月1回、雇用局の質問票に基づいてインターネットによる報告。</p> <p>※失業認定や給付のために必要な情報は、本人の申告情報をもとに判断。不正受給の調査等に際しては、他機関との情報連携等も実施。</p>	<p><6 失業認定の運営組織・仕組み></p> <p>○運営組織 連邦雇用エージェンシー (連邦労働・社会省) (保険料は疾病金庫が徴収)</p> <p>○失業認定の仕組み 失業者自身が直接窓口に来て手続きを行う。 (電話・郵送による手続きは不可) 失業認定書に基づき、職業斡旋を積極的に受け入れているかどうか等で失業状態の判断を行う。</p> <p>※連邦雇用エージェンシーは全被保険者期間や収入に関する情報を保有しておらず、失業認定や給付のために必要な情報は失業が発生した時点で収集される。</p>

(注)ドイツ、フランスについては、雇用保険給付の終了後直ちに、政府の一般財源によって運営される失業扶助がある。

なお、日本は雇用保険給付の終了後については、求職者支援制度によって対応している。

資料出所：『データブック国際労働比較2016』（労働政策研究・研修機構）

日本、フランス、ドイツにおけるマルチジョブホルダーに係る取扱い

日本	フランス	ドイツ
<p><1 適用要件、保険料徴収について> 同時に2以上の雇用関係にある労働者については、当該2以上の雇用関係のうち、当該労働者が生計を維持するために必要な主たる賃金を受ける1の雇用関係についてのみ、被保険者となる。</p>	<p><1 適用要件、保険料徴収について> マルチジョブホルダーについては、それぞれの雇用関係において、失業保険が適用され、保険料の支払い義務が発生する。</p>	<p><1 適用要件、保険料徴収について> マルチジョブホルダーについては、それぞれの雇用関係において、65歳未満かつ月収450ユーロ以上であれば、失業保険が適用され、保険料の支払い義務が発生する。</p>
<p><2 受給要件> 雇用保険の被保険者となっている仕事について、通常の離職と同様の要件で受給することができる。</p> <p>○ ただし、以下の期間については失業とみなすことができないため給付されない。</p> <p>(1) 1日4時間以上の仕事（雇用関係に入る以外にも請負や委任や自営業務含む）に就く日</p> <p>(2) 雇用保険の被保険者となっている期間</p> <p>(3) 契約期間が7日以上雇用契約であって週あたりの労働時間が20時間を超え、一週間の労働日数が4日以上の場合には当該一の契約期間に基づき就労が継続している期間</p>	<p><2 受給要件> 失業給付を受給しながら、就労している仕事についての給料を受け取ることができる。 ※複数の職に就いていて、そのうち一つの職を失った場合を含む。 ※失業給付の受給額と就労による収入額の合計が前職給与額を超えてはならない。</p>	<p><2 受給要件> 複数の職に就いていて、そのうち一つの仕事を失った場合であっても、所定労働時間が15時間以上である職に就いている場合には、失業給付の受給資格はない。（15時間未満の就労をしている場合には「失業状態」となり、通常の給付が受給可能） ただし、上記の場合についても、一定の要件を満たせば「部分的失業給付」を受給することが可能である。</p>
<p><3 給付水準> 通常の給付と同水準</p>	<p><3 給付水準> 通常の給付と同水準</p>	<p><3 給付水準> 通常の給付と同水準。</p>
<p><4 給付日数> 通常の給付と同水準</p>	<p><4 給付日数> 通常の給付と同水準</p>	<p><4 給付日数> 通常の給付と同水準。 部分的失業給付の期間は最大で6週間。</p>